



法務大臣認証 第88号  
厚生労働大臣指定 第33号

## 社労士会労働紛争解決センター宮崎

### 個別労働関係紛争解決のしおり

あなたの職場でのトラブルを  
社労士会労働紛争解決センター宮崎に  
「あっせん」の申し立てをしてみませんか



宮崎県社会保険労務士会

宮崎市大和町83番地2

TEL 0985-20-8160

## 1 はじめに

社労士会労働紛争解決センター宮崎（以下『センター』といいます。）は、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）」に基づく法務大臣の認証と、社会保険労務士法に基づく厚生労働大臣の指定を受けて、労務管理の専門家である特定社会保険労務士が、トラブルの当事者の言い分を聴くなどしながら、その知見と経験を活かして、個別労働関係紛争を、「あっせん」という手続きにより、簡易、迅速、低廉に解決（和解の仲介）する機関です。

## 2 あっせん申し立てをするにはどうしたらよいか

Q1：会社から一方的に解雇を告げられ、困っています。どうしたらよいですか？

A：センターは、「あっせん」という手続きにより、個別労働関係紛争を解決に導くところです。

あなたが困っていることがどんな状況にあるか、また、それを解決するためには、どういう方法をとったらいいかなどについて、まずは、宮崎県社会保険労務士会の『総合労働相談所』にご相談ください。総合労働相談所では、あなたの相談の内容から、センターに申し出ることが問題解決にとって一番いい方法であると判断される場合は、「あっせん」についてご説明いたします。総合労働相談所の所在地等は次のとおりです。

所在地	宮崎市大和町83番地2
お問い合わせ先	0985-20-8160
相談時間	月曜日～金曜日の午前9時～午後5時 (但し、12月29日から翌年1月4日、8月13日から8月15日及び祝日を除きます)

Q2：職場のトラブルであれば、どんな内容でも申し立てできますか？

A：センターで対象とするのは、個別労働関係紛争だけです。つまり、労働契約（解雇や出向・配転に関する事など）やその他の労働関係（職場内でのいじめ、嫌がらせなど）に関する事項についての、個々の労働者と事業主との間の紛争が『あっせん』の対象となります。したがって、労働組合と事業主との紛争（集団的労使紛争）、労働基準法等の労働関係法上の法規違反や労働者と事業主との間における私的な金銭貸借問題等は対象にはなりません。また、センターでは、募集、採用に関係した紛争及び退職1年後の紛争（ただし、解雇、雇い止めの理由に紛争がある場合及び在職中の不払い賃金請求を除く）も対象外になります。集団的労使紛争は、都道府県労働委員会に相談することが一般的ですし、労働関係法規違反は労働基準監督署に相談・申告することが問題解決への近道でしょう。

Q3：申し立てに代理人を立てることはできますか？

A：申し立ては、本人が直接行うことができますが、専門家の力を借りるために特定社会保険労務士や弁護士に代理人を依頼することもできます。また、紛争の目的価格が120万円を超える場合には、特定社会保険労務士が単独では代理人となることができず、弁護士と共同

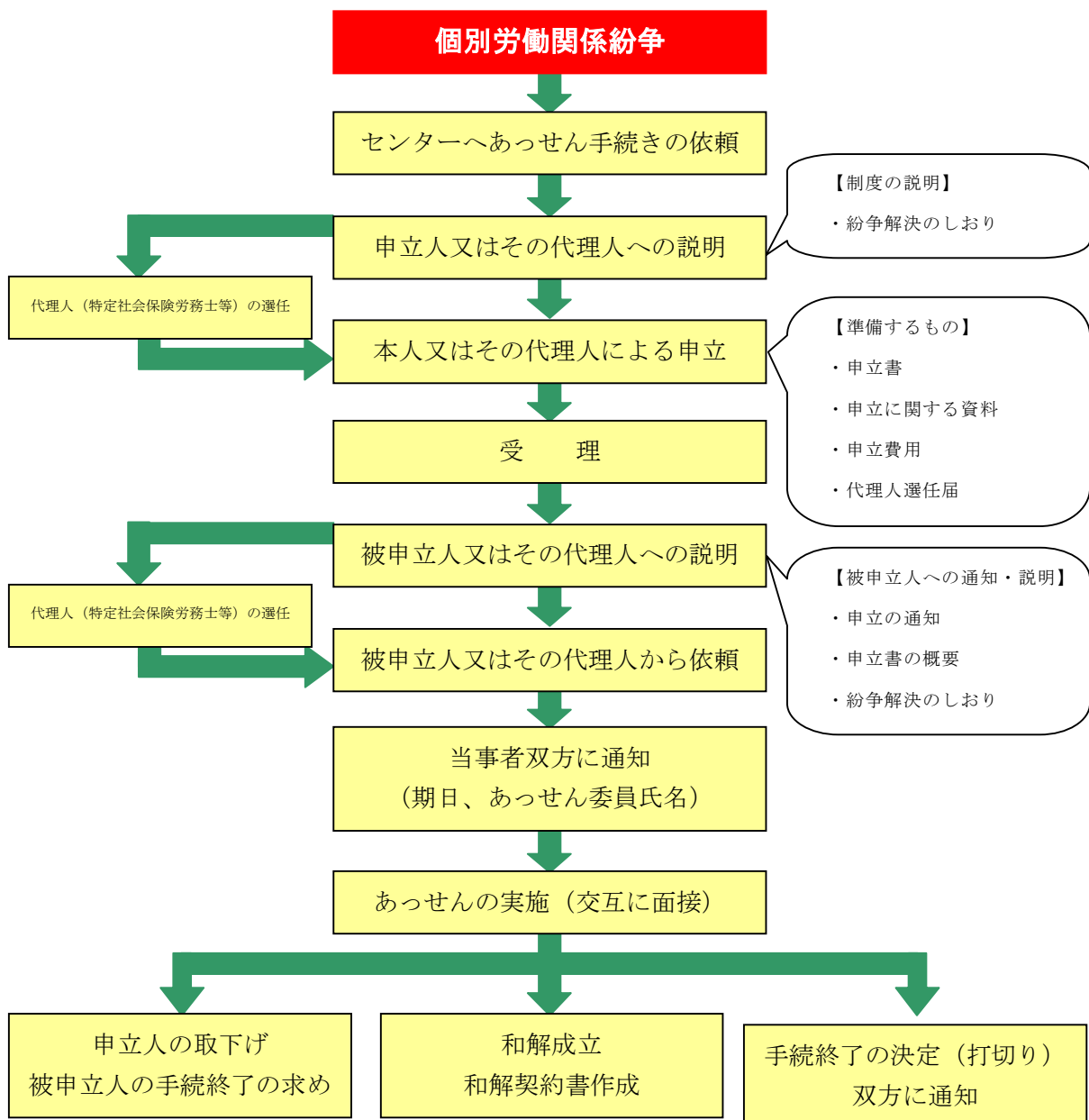
して代理人となる必要があります。

**Q 4：あつせんを申し立てるにはどうすればよいのですか？**

A：あつせんを申し立てるには、センターに次の事項を記入した申立書を提出していただきます。併せて、現金 1,050 円（消費税含む。）を支払っていただきます。また、紛争についての関係資料等がありましたら併せて提出してください。

- ① 申し立ての年月日
- ② 申立人の住所、氏名及び連絡先
- ③ 相手方の住所、氏名及び連絡先
- ④ 紛争の概要（いつ、どこで、誰が、誰に、どんなことをしたか、又はされたか。）
- ⑤ 解決を求める事項（申立人は、どういうふうにしてほしいのか。）など

●センターにおけるあつせん手続の流れ



### 3 「あっせん」手続の流れ、費用、実施日などについて

Q 5 : 申し立てをしてからの手順を説明してください。

- A : ① 申立書の内容を審査して、センターで対象とする事案であれば受理されます。
- ② 申し立ての内容を相手方へ速やかに通知し、相手方があっせんに応ずる意思があるか否かを確認します。
- ③ 相手方からあっせんに応ずるとの意思表示があった場合、当事者の都合を確認して、あっせん委員が、期日（あっせんを行う日）を指定し、7日前までに通知します。
- ④ 期日前に、相手方から、答弁書（申し立ての内容について認めるか、あるいは否認するか、又は、申し立てについての反論とその理由を簡潔に記載した書面）及び紛争に関する資料を提出していただき、1回の期日で和解の成立を目指します。ただし、紛争の内容が、複雑困難な場合等、特段の理由があるときは、複数回の期日が開かれることもあります。
- ⑤ 和解契約書が成立した場合は、あっせん委員が作成する和解契約書の案に当事者双方及びあっせん委員が立会人として署名押印し、和解契約書を3通（申立人1名、被申立人1名の場合）作成してあっせん手続は終了します。

①から⑤までの期間は、おおよそ1か月を見込んでいます。また相手方があっせんに応じない場合は、そこであっせん手続きは終了します。

また、①の申立書の受理、②の相手方への確認、あっせんの終了、⑤の和解契約書の通知は配達証明郵便で、その他の通知は普通郵便、電話など適宜の方法で行います。

Q 6 : 申し立てするときの費用はいくらですか？

A : 申し立て1件あたり現金で1,050円（消費税含む。）が必要です（例えば、事業主からのパワハラ被害の防止について申し立て、和解の内容として、パワハラの即時中止と今までの精神的苦痛に対する慰謝料の請求の2つについて申し立てても1件として扱います。）。なお、申立書が正式に受理された後は、あっせんにより和解が成立しなかった場合等であっても費用はお返しできません。

Q 7 : あっせんは、どこでおこなわれますか？

A : センターに設置されている専用の個室（非公開で秘密を守るため）で行われます。また、あっせんは、原則として、毎週水曜日と毎月第2土曜日の午前10時から午後8時までの希望する時間（12月29日～1月4日、8月13日～8月15日及び祝日を除きます。）に行うこととしています。

Q 8 : 和解の仲介は、どのように行われますか？

A : 和解の仲介は、労働問題に精通した特定社会保険労務士である『あっせん委員』が、当事者の自主的な紛争解決の努力（話し合い、譲り合い）を尊重しつつ、公平かつ適正に「あっせん」の手続きを行い、かつ、紛争の実情に即した迅速な解決を図っていきます。具体的には、話し合いを基本に、あっせん委員が和解案を双方に示すなどにより、最終的には「和解契約書」にまとめることで解決に導きます。

Q 9 : あっせん期日に出席しましたが、相手方がなかなか和解案に応ずる気配がない場合は、あっせん委員はどうするのですか？

A : あっせん委員は、当事者又は代理人からその主張、理由、説明等を求め、要点を確認して、粘り強く互譲を勧めます。しかし、お互い譲らず、和解が成立する見込みがないと判断した場合は、そこで、あっせん手続は、和解不成立となり終了します。

Q 10 : センターに申し立てをすると何か法律的な利益がありますか？

A : 申立人が、同じ内容の紛争について裁判所で訴訟中の場合、当事者の共同申出により、裁判官の決定で訴訟手続は一時中止され、センターのあっせん手続が優先される場合があります。また、時効によって権利を失うおそれのある事案では、あっせん委員が和解の成立する見込みがないことを理由にあっせん手続を終了した場合、あっせん終了の通知を受けた日から1か月以内に裁判所に訴えを提起したときは、センターが申し立てを受理し、被申立人に申立書の写し等が到達した時点（申立の請求内容が特定できる場合に限り）で時効が中断されますので、時効によって権利を失う不利益を心配することなく、あっせん手続に専念することができます。

## 4 さらに詳しく理解するために

Q 11 : あっせん委員には、どういう人になるのですか？

A : 国家資格を有する特定社会保険労務士であり、労働問題に精通し、かつ、個別労働関係法制に関し造詣が深く、都道府県労働局の紛争調整委員会の委員経験者や裁判所の民事調停委員の経験者等、紛争解決の実務経験及び能力を有する者で、あっせん委員候補者名簿に掲載されている者の中から、原則として2名が、センター長により選任されます。また、申立事案の内容により、弁護士があっせん委員に加わる場合もあります。

Q 12 : あっせん委員は、忌避（他のあっせん委員に交替）できますか？

A : 当事者は、あっせん委員についてあっせんの公平な実施を妨げる事情があるときは、センターに忌避を申し出ることができます。そして、その申出が相当であるときは、当該あっせん委員を忌避できます。また、当事者の利害関係人、親族、後見人等は、あっせん委員にはなれません。

Q 13 : 「センター」と宮崎労働局の「紛争調整委員会によるあっせん」との違いはなんですか？

A : 裁判とは違い、あっせんにより個別労働紛争を解決するという点では、両者は共通していますが、次のような違いがあります。

第一は、宮崎労働局の紛争調整委員会は、行政が実施しているのに対して、センターは運営経費のほとんどが社会保険労務士の会費により成り立っていることです。すなわち、センターは、社会保険労務士の社会貢献活動の一環として行っている民間のADR機関であるということです。このため、センターでは、経費の一部に当てさせていただくため、あっせん手続申し立て時に1,050円（消費税含む）を現金でいただくことにしています。

第二は、紛争の目的価格（例えば、退職金として〇〇万円支払ってほしい）が120万円を超える場合、あるいは超えると予想される場合に、代理人を立てて申し出を行おうとすると、労働局では、目的価格にかかわらず特定社会保険労務士が単独で代理人を務めることが可能ですが、センターでは、特定社会保険労務士が単独では代理人になることができず弁護士と共同して代理人となる必要があります（このことは社会保険労務士法第2条第1項第1号の6に規定されています。なお、この場合は別途弁護士費用が発生します。）。

第三は、センターは、利用者が便利のように、原則として、毎週水曜日と第2土曜日の朝10時から夜8時までの時間帯であっせんを行うようにしていることです。土曜日や夜間にできることで、仕事を休まなくても利用できます。（12月29日～1月4日、8月13日～8月15日及び祝日を除きます。）。

主な違いは以上のとおりですが、そのほかの「時効の中断」や「訴訟手続の中止」の効力（Q10参照）については両者に違いはありません。

**Q14：申し立ての内容について熟知している者（上司、同僚などの参考人）がいる場合、あっせん期日に呼んで発言してもらってもいいですか？**

A：あっせん委員の許可及び相手方の同意があれば、上司や同僚があっせん期日に出席して意見を述べることができます。

**Q15：相手方が、申し立てに応じない場合はどうなりますか？ また、申し立てをしたことが相手方（事業主）に分かり、相手方から不利益処分（嫌がらせなど）を受けた場合、どうしたらいいですか。**

A：相手方へ申し立ての趣旨を通知して、相手方がこの申し立てに応ずる意思がない場合は、センターでのあっせんはできず、あっせん手続は終了します。また、相手側からの不利益な処分や嫌がらせなどを受けた場合には、センターにご相談ください。

**Q16：提出した個人情報資料等は、あっせん手続終了後は返してもらえますか？**

A：提出された資料等は、あっせんが終了するまでセンターで厳重に管理し、あっせん手続終了時には、そのままお返しします。（資料が原本の場合は、その場でコピーし原本はお返しします。）

**Q17 申し立てに関する一切の秘密は守られますか？**

A：あっせん委員及び申し立てに携わる事務局職員には、守秘義務が課されており、その秘密が外部に漏れることは一切ありません。ただし、当事者双方の同意を得たときは、当事者の氏名等が特定されない形で研修の資料等に利用させていただくことがあります。なお、万一、秘密を漏らした者がいた場合は、厳正に処分されます。

**Q18：和解の成立以外であっせん手続が終了する場合がありますか？**

A：和解の成立以外であっせん手続が終了する場合は、①当事者の一方が正当な理由なくあっせん期日に欠席し、又は当事者の一方が和解する意思がないことを明確にするなど、あっせん委員が和解の成立の見込みがないと認めたとき、②申立人が取り下げを求めたとき、③相手方が手続き終了を求めたとき、④当事者の一方が死亡したとき、⑤案件が和解に適さな

いとあっせん委員が判断したとき、⑥当事者が不当な目的で申立をしたとあっせん委員が判断したとき、⑦あっせんの実施が困難であるとあっせん委員が判断したとき、⑧その他和解が成立する見込みがないとあっせん委員が認めたときなどの場合にはあっせん手続は終了します。その際には、その旨が当事者双方又は一方に配達証明郵便で通知されます。

Q19：あっせん手続に関して、あっせん委員及び事務局職員に苦情がある場合は、受けも  
らえますか？

A：苦情の申し出があった場合には、センターの内規により苦情相談員を選任して、責任を持って処理にあたり、公正かつ誠実に対応します。

Q20：成立した和解契約の内容について、当事者の一方が履行（実行）しないときはどうす  
ればいいのか？

A：一般には、信義誠実の原則に則り、和解の内容が履行されることと思われませんが、万一、履行されなかった場合は、民法上の和解の効力を有するものの、この和解契約には法律的強制力がないので相手方に対して強制することはできません。そこで、法律的強制力を持たせるためには、和解契約の内容について債務名義にする方法があります。

債務名義にする方法として、①簡易裁判所に和解契約を内容とする即決和解の手続きをとる、②成立した和解契約について強制執行を認諾する旨の公正証書を作成してもらう、などがあります。

## 宮崎県社会保険労務士会



宮崎市大和町83番地2

TEL 0985-20-8160 FAX 0985-60-3870

e-mail info@sr-miyazaki.jp

## 社会保険労務士とは

社会保険労務士は、社会保険労務士試験に合格した後に、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録することで、プロとして社会で活躍している国家資格者です。

社会保険労務士の定義は「社会保険労務士法に基づき、毎年一回、厚生労働大臣が実施する社会保険労務士試験に合格し、かつ、2年以上の実務経験のある者で、全国社会保険労務士会連合会に備える社会保険労務士名簿に登録された者」と法律により定められています。

平成22年3月末日現在、社会保険労務士は全国で34,732人、社会保険労務士法人会員は、410法人です。

社会保険労務士の業務は、多方面にわたっています。社会保険関係（健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等）や労働保険関係（労働者災害補償保険法、雇用保険法等）の諸手続き、人事労務管理（労働基準法、人事管理、労働条件管理、労使関係管理等）の専門家として、従業員の採用から退職までの労働及び社会保険に関する諸問題、さらに老後の年金を含む生活設計等の相談に応じることができる、企業経営の4要素（ヒト・モノ・カネ・情報）のひとつであるヒトに関するエキスパートです。

## 特定社会保険労務士とは

特定社会保険労務士は、労働者と経営者が争いになったとき、次のADRにおける代理人として、裁判によらない円満解決を実現することができる社会保険労務士のことを指します。

＜「紛争解決手続代理業務」の内容＞

- 個別労働関係紛争について厚生労働大臣が指定する団体が行う裁判外紛争解決手続の代理（紛争価額が120万円を超える事件は弁護士の共同受任が必要）
- 個別労働関係紛争解決促進法に基づき都道府県労働局が行うあっせんの手続の代理
- 男女雇用機会均等法及びパートタイム労働法に基づき都道府県労働局が行う調停の手続の代理
- 個別労働関係紛争について都道府県労働委員会が行うあっせんの手続の代理
- 上記代理業務には、依頼者の紛争の相手方との和解のための交渉及び和解契約の締結の代理を含む。

※（参考）社会保険労務士が、特定社会保険労務士になるには、『厚生労働大臣が定める研修を修了』し、『「紛争解決手続代理業務試験」に合格』した後に、その旨を連合会に備える社会保険労務士名簿に付記しなければなりません。

## 社会保険労務士会とは

社会保険労務士会は、全国の各都道府県にあります。

社会保険労務士の登録・入会の受付、会報の発行、会員向けの各種研修等を行い、会員全員が社会保険労務士としての品位を保ち、資質の向上と業務の改善進歩を図るよう指導しています。

各社会保険労務士会には皆様からのご相談窓口である総合労働相談所・年金相談センターを設置し、また、社会保険労務士のご紹介を受け付けています。